

## 西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 36名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 2名 18番 沖野 泰 27番 大久保 卓

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第33号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第34号 非農地現況証明について
- 日程第5 報告第35号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二	事務局次長 和氣 右記
農地係長 橋本 欽司	主 査 梶原 千生

## 7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年8月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	それでは、ただ今から8月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員19名中18名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、18番沖野委員、27番大久保委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告いたします。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、3番井上委員、33番松浦委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議長	会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第33号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第33号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が3件、使用貸借権の解約が1件の合計4件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
議長	次に、日程第4、報告第34号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第34号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 から証明願いが提出されたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地現況証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、14番河野委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規則や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第35号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第35号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は2件となっています。整理番号1番、2番の変更の理由は、中山間地域等直接支払制度の対象農地周辺に位置する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産振興と農地保全を図るため、農用地区域に編入したいとのこと。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から4番の4件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
主査	議案第39号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の3ページから4ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は4件でございます。権利別では、所有権移転の売買が3件、贈与が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから4ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。

議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	整理番号1番をお願いします。
34 番宇都宮委員	受付番号1番の案件につきまして、34 番宇都宮が報告します。8月21日、西森委員と本人に話を伺い現地確認をいたしました。渡人と受人は親子関係です。6月に3条で経営移譲での贈与申請後に一筆漏れが見つかり今回の申請に至ったものです。 取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを現地確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	2番をお願いします。
38 番松本委員	受付番号2番の案件につきまして、38 番松本が報告いたします。受人は経営規模拡大のため、取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用することを確認いたしました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、機械、労働力、技術からみても問題はありませぬ。また下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として管理されていることを8月17日に確認しました。周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思います。
議 長	3番をお願いします。
26 番金寄委員	受付番号3番の案件につきまして、26 番金寄が報告します。8月19日に泉原委員と現地を確認しました。受人は経営規模拡大するため取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから、すべての許可要件を満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	4番をお願いします。
22 番平野委員	受付番号4番の案件につきまして、22 番平野が報告します。8月15日に菊池委員と現地を確認いたしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員からの報告がありました。ただ今の地区担当推進委員からの報告に関しまして、地区担当農業委員から補足説明等がありましたら報告等をお願いします。
議 長	特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑がある方は挙手をお願いします。
議 長	質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第6、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番から4番までの4件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第6、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から4番までの4件を原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、日程第7、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から5番までの5件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。

農地係長	<p>議案第40号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の4ページから5ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は5件でございます。権利別では、所有権移転の売買が4件、使用貸借権の設定が1件です。転用理由は、整理番号1番は、受人は建材の加工・販売業を営んでいるが、お客の要望もあり商談上も必要なので申請地を譲り受け、その展示場を建設したいとのことです。整理番号2番は、受人は申請地に隣接する宅地に居住しているが、今回離れて暮らす高齢となった妻の母親を呼び寄せ面倒をみるため、申請地を譲り受け、一戸建て住宅を建築したいとのことです。整理番号3番は、受人は機械部品の製造業者です。現在の事業用地に工場を建設する計画があり、これまで使用していた従業員用ほかの駐車場がなくなり、支障をきたすので申請地を譲り受け、駐車場として転用したいとのことです。</p> <p>整理番号4番は、再生可能エネルギーが注目される中、固定買取制度が安定している間に、太陽光発電の設備認定を受け、まとまった収入を得て安定した経営を図りたいとのことです。整理番号5番は、平成30年豪雨災害にて裏山の大規模な土砂崩れにより被災したため、店舗兼住宅の復旧を早急に行いたいとのことです。</p> <p>農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書5ページから9ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。</p>
議 長 10番末光委員	<p>1番をお願いします。</p> <p>1番を10番末光則男が報告します。8月20日に福井委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、建材の加工・販売業を営んでいる受人が申請地を譲り受け、展示場を建設したいとのことであり、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
議 長 14番河野委員	<p>2番、3番をお願いします。</p> <p>2番の申請を14番河野が報告します。24日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、高齢になった妻の母親を呼び寄せ、面倒をみるために同人が入居する一戸建ての住宅を建築したいとのことです。また一体利用地を駐車場として利用しているため、申請地に駐車場を移設したいとのことです。排水は隣接する住宅施設内の既存排水施設に接続して放流するとのことで、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
14番河野委員	<p>3番の申請を14番河野が報告します。24日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、現在従業員駐車場として利用している土地に工場を建てる計画があり、駐車場がなくなり支障をきたすので、代替地として申請地を購入し、露天駐車場に転用したいとのことです。南側の田んぼの所有者には同意を得ており、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
議 長 19番高岡委員	<p>4番をお願いします。</p> <p>受付番号4番の案件につきまして、19番高岡が報告します。8月22日、谷口委員と現地確認を行いました。受付番号4番の申請は、集落内にあるブドウ園で利用権を設定し太陽光発電施設を整備するものです。隣接する住民との話し合いはしており、農業への支障はないものと思われま。</p>
議 長 8番上杉委員	<p>5番をお願いします。</p> <p>5番を8番上杉が報告します。8月17日に松本委員と現地確認を行いました。受付番号5番の申請は、西日本豪雨災害による改築及び新築工事であります。周辺には耕作されている農地はありませんので支障はないものと思われま。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員からの報告がありました。ただ今の地区担当農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら報告等をお願いします。</p>
議 長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や</p>

議 議	長 長	<p>地区担当農業委員からの説明について、質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から5番までの5件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 議	長 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から5番までの5件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議	長	<p>次に、日程第8、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
次	長	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、15件でございます。議案書の6ページから7ページをご覧ください。西予市長より令和2年8月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が4件、新規の利用権設定の計画が11件です。利用権の設定をする者が15名、利用権の設定を受ける者が11名、うち認定農業者が3名でございます。利用権設定の面積は33,230㎡、筆数が44筆です。</p>
議	長	<p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
議	長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議	長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第8、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定の15件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 議	長 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定の15件は原案のとおり決定しました。</p>
議	長	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>8月定例総会は午後1時52分閉会した。</p>